

令和 8 年度 第 1 回新居浜市地域公共交通活性化協議会 次 第

○日時 令和 8 年 6 月 5 日（金） 1 3 : 3 0 ~

○場所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎 3 階 予防課東会議室

1 開 会

2 報告事項 役員の選任について

3 協議事項

（１）令和 7 年度事業報告及び決算の承認について

（２）生活交通確保維持改善計画（令和 9 年度分）の策定について

（３）年間スケジュールについて

（４）その他

4 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会 長	新居浜市	副市長	赤尾 禎司
		副会長		経済部長	松原 広
法第6条第2項第2号	規約第5条第1項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津
			瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	川田 卓哉
			愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	村上 宏児
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	石川 英治
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	小倉 恭信
法第6条第2項第4号	規約第5条第1項第5号		新居浜市連合自治会	理事	田坂 亮司
			新居浜市老人クラブ連合会	会長	高橋 勁
			新居浜市女性連合協議会	会長代行	加藤 すみれ
	規約第5条第1項第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	大山 由美
		監 事	新居浜商工会議所	相談所長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	近藤 啓次
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	佐藤 美奈
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	(輸送・監査部門) 首席運輸企画 専門官	山本 悟史
				(総務・企画観光部門) 首席運輸企画 専門官	齊藤 信一郎

事務局

事務局長	新居浜市経済部地域交通課	課長	石川 徹
事業担当	新居浜市経済部地域交通課	副課長	新元 一司
事業担当・出納員	新居浜市経済部地域交通課	係長	日野 隆太

2 協議事項 (1) 令和7年度事業報告及び決算の承認について

令和7年度事業報告

(1) デマンドタクシー運行事業

新居地区旅客自動車協同組合に委託してデマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を行った。

川東、上部東、上部西エリア・・・本格運行

川西地区・・・実証運行（R8～本格運行）

(2) 会議の開催状況

●第1回協議会（令和7年6月9日 開催）

- ・ 令和6年度事業報告及び決算の承認
- ・ 生活交通確保維持改善計画（令和8年度分）の策定

●第2回協議会（令和7年8月27日 開催）

- ・ 川西地区デマンドタクシーの事業継続の協議

●第3回協議会（令和7年11月26日 開催）

- ・ 川西地区デマンドタクシーの本格運行の決定
- ・ 新居浜市地域公共交通計画の進捗評価

●第4回協議会（令和8年1月 書面開催）

- ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業（令和6年10月～令和7年9月分）の事業評価
- ・ デマンドタクシー利用料金の改定案

●第5回協議会（令和8年3月18日 開催）

- ・ 令和8年度事業計画及び収支予算の承認
- ・ バス路線見直しの進捗報告
- ・ デマンドタクシー利用料金改定内容の決定

デマンドタクシー登録・利用状況

【登録者数】

地区	令和6年度末	令和7年度末	増減
川東	1,031 人	1,085 人	54 人
上部東	1,007 人	1,041 人	34 人
上部西	1,087 人	1,160 人	73 人
川西	337 人	402 人	65 人
合計	3,462 人	3,688 人	226 人

※男女構成 男性 1,012 人 (27.4%) 女性 2,676 人 (72.6%)

※年齢構成 50歳代以下 322 人 (8.7%) 60歳代以上 3,366 人 (91.3%)

【利用者数】

地区	令和6年度	令和7年度	増減
川東	3,639 人	4,220 人	581 人
上部東	7,764 人	7,619 人	▲145 人
上部西	5,276 人	5,898 人	622 人
川西	2,102 人	2,279 人	177 人
合計	18,781 人	20,016 人	1,235 人

【料金区分別利用者数】

料金区分	令和6年度	令和7年度	増減
大人	4,588 人	4,537 人 (22.7%)	▲51 人
小人	14 人	5 人 (0.0%)	▲9 人
小人割引	0 人	14 人 (0.1%)	14 人
無料乳幼児	29 人	0 人 (0.0%)	▲29 人
障がい者等割引	4,530 人	5,358 人 (26.7%)	828 人
介助者	144 人	294 人 (1.5%)	150 人
免許自主返納者割引	9,476 人	9,808 人 (49.0%)	332 人
合計	18,781 人	20,016 人 (100%)	1,235 人

※R8.6～利用料金改定 大人 500 円→600 円、小人 250 円→300 円、

障がい者等割引 250 円→300 円、運転免許証自主返納者割引 250 円→400 円

【運行台数】

地区	令和7年度	
	運行台数	1台当利用者数
川東	3,126 台	1.35 人
上部東	3,489 台	2.18 人
上部西	3,426 台	1.72 人
川西	1,322 台	1.72 人
合計	11,363 台	1.76 人

【目的地別利用者数】(2024. 10～2025. 9)

地区	病院	買い物	交通結節点	その他	自宅	合計
川東	1, 209 人	347 人	630 人	230 人	1, 433 人	3, 849 人
上部西	1, 696 人	660 人	525 人	552 人	2, 234 人	5, 667 人
上部東	2, 384 人	1, 315 人	626 人	454 人	3, 075 人	7, 854 人
川西	776 人	374 人	34 人	125 人	881 人	2, 190 人
合計	6, 065 人	2, 696 人	1, 815 人	1, 361 人	7, 623 人	19, 560 人
割合	31. 0%	13. 8%	9. 3%	6. 9%	39. 0%	100%

デマンドタクシー年度別利用状況

	登録者数 (人)	利用者数 (人)	運行台数 (台)	運転免許証自主 返納者割引利用 (人)	1 台当たり 利用者数 (人)
H22	389	228	223	—	
H23	704	2, 159	1, 877	63	
H24	776	4, 335	3, 178	516	
H25	1, 772	8, 408	4, 651	1, 092	
H26	2, 209	13, 886	6, 279	2, 367	
H27	2, 561	15, 560	6, 810	2, 900	
H28	2, 863	18, 868	8, 089	5, 610	
H29	3, 089	20, 361	8, 642	6, 788	
H30	3, 340	19, 545	9, 085	7, 426	
H31/R1	3, 574	18, 936	9, 366	7, 246	2. 0
R2	3, 727	17, 135	9, 199	7, 486	1. 9
R3	3, 874	16, 504	9, 387	7, 806	1. 8
R4	(174) 4, 281	(7) 15, 887	(6) 9, 022	(5) 8, 027	1. 8
R5	(258) 3, 380	(1, 135) 16, 958	(718) 9, 911	(493) 8, 649	1. 7
R6	(337) 3, 462	(2, 102) 18, 781	(1, 246) 10, 613	(878) 9, 476	1. 8
R7	(402) 3, 688	(2, 279) 20, 016	(1, 322) 11, 363	(642) 9, 808	1. 8

※R4 以降の()内の数値は、川西地区のみを再掲

公共交通利用人数集計(R3年度～R7年度)

路線バス乗降客数						R 3			R 4			R5			R6			R7		
	系統	路線名	起点	経過地	終点	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)
他 市 乗 入 れ 路 線	1	周桑・山根線	周桑営業所	横黒・労災病院	マイントピア別子	18.6	14	22,132	18.6	14	24,430	18.6	10	23,291	18.6	7	19,407	18.6	7	13,241
		中萩線	新居浜西BT	中萩	西条済生会病院	13.0	14	18,030	13.0	14	15,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	中萩線	新居浜西BT	中萩	西条済生会病院	-	-	-	13.6	14	3,587	13.6	11	25,075	13.6	21	39,583	13.6	20	49,877
		中萩線	新居浜西BT	科学博物館	西条済生会病院	16.4	16	29,095	16.4	16	26,362	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	中萩線（県病院乗り入れ）	新居浜西BT	科学博物館	西条済生会病院	-	-	-	20.0	16	7,060	20.0	16	38,189	20.0	16	21,181	20.0	0	0
		中萩線	新居浜西BT	南高	西条済生会病院	15.7	3	5,114	15.7	3	4,337	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	中萩線（県病院乗り入れ）	新居浜西BT	南高	西条済生会病院	-	-	-	16.3	3	980	16.3	3	6,242	16.3	2	6,278	16.3	2	6,240
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	土居・豊岡台	川之江営業所	14.8	15	8,148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	新居浜・川之江線	新居浜西BT	土居・豊岡台	川之江営業所	13.5	15	7,992	13.5	16	18,706	13.5	16	15,578	13.5	16	19,136	13.5	14	19,920
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	三島医療センター	川之江営業所	14.8	3	1,742	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	新居浜・川之江線	新居浜西BT	三島医療センター	川之江営業所	13.5	15	1,718	13.5	0	0	13.5	0	0	13.5	0	0	13.5	0	0
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	三島医療・上分、上分	川之江営業所	14.8	14	12,354	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	新居浜・川之江線	新居浜西BT	三島医療・上分、上分	川之江営業所	13.5	14	4,781	13.5	14	16,985	13.5	14	23,109	13.5	14	24,247	13.5	14	21,317
	8	今治・新居浜線	今治営業所	西条・西高入口	新居浜駅	7.3	25	15,005	7.3	24	15,140	7.3	24	17,150	7.3	23	19,747	7.3	23	24,128
		今治・新居浜線	周桑営業所	西条	新居浜駅	8.6	4	1,559	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 居 浜 市 内 の み 路 線	9	今治・新居浜線	周桑営業所	西条・元塚	新居浜駅				8.6	4	1,636	8.6	4	2,310	8.6	2	955	8.6	2	700
		今治・新居浜線	壬生川港	新居浜営業所	新居浜駅	8.6	1	313	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	今治・新居浜線	壬生川港 (R5.10～小松総合支所前)	新居浜西BT (R6.10～西高入口)	新居浜駅				8.6	1	586	8.6	1	633	8.6	1	906	8.6	1	1,422
		今治・新居浜線	壬生川港 (R5.10～小松総合支所前)	工場	新居浜駅	8.2	1	438	8.2	1	502	8.2	1	1,040	8.2	1	1,454	8.2	1	865
	12	今治・新居浜線	周桑営業所	西条・西高入口	新居浜駅				7.3	1	622	7.3	1	287	7.3	1	920	7.3	1	1,020
	13	新居浜－松山線（特急）	新居浜駅	湯谷口・リガ 矧ル前	J R松山駅	7.1	16	2,127	7.1	16	2,782	7.1	14	3,666	7.1	14	4,078	7.1	14	4,114
					小計			130,548			139,686			156,570			157,892			142,845
	1	イオン新居浜線	新居浜駅	西之土居	イオンモール新居浜	2.9	34	5,768	2.9	34	6,441	2.9	34	7,980	2.9	34	7,921	-	-	-
		イオン新居浜線	新居浜駅	市役所・平和通り	イオンモール新居浜													4.1	10	4,217
	2	端出場線	新居浜西BT	労災病院・東城	マイントピア別子	17.0	10	1,718	17.0	10	1,755	17.0	10	4,698	17.0	6	14,216	17.0	6	21,165
	3	山根線	新居浜西BT	東城	山根ランド	11.2	6	2,534	11.2	6	3,253	11.2	3	3,353	11.2	3	7,791	11.2	3	7,458
	4	山根線	新居浜西BT	労災病院・東城	山根ランド	13.8	2	1,732	13.8	2	1,791	13.8	2	1,004	13.8	1	7,791	13.8	1	224
		山根線	新居浜西BT		工場前	1.8	1	78	1.8	1	62	1.8	1	486	-	-	-	-	-	-
	5	山根線	磯浦工場前	労災病院・東城	山根ランド										16.3	1	674	16.3	1	1,964
	6	黒島線	新居浜西BT	新居浜駅・平形	黒島	16.5	17	32,789	16.5	17	32,437	16.5	17	38,031	16.5	15	41,272	16.5	14	39,766
		黒島線	工場前	新居浜営業所・新居浜駅・黒島	多喜浜車庫	20.2	1	1,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		黒島線	工場前	新居浜営業所・新居浜駅・黒島	新居浜営業所				20.2	1	2,706	20.2	1	1,234	-	-	-	-	-	-
	7	黒島線	新居浜西BT	新居浜駅・黒島	新居浜営業所										20.2	1	1,016	20.2	1	2,149
	8	黒島線	新居浜駅	庄内町1丁目	新居浜高専前										15.7	1	433	15.7	1	709
	9	広瀬・多喜浜線	広瀬公園	新居浜西BT	多喜浜駅	15.7	19	40,082	15.7	19	40,305	15.7	17	37,101	15.7	15	43,078	15.7	15	39,966
	10	広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	元塚東	多喜浜駅	9.7	14	17,987	9.7	13	18,437	9.7	5	19,220	9.7	5	9,984	9.7	4	9,120
		広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	多喜浜	多喜浜車庫	11.4	1	381	11.4	1	-	11.4	1	-	-	-	-	-	-	-
	11	広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	多喜浜	新居浜営業所				11.4	1	473	11.4	1	269	11.4	1	115	11.4	1	57
					小計			104,447			107,660			113,376			134,291			126,795
			合計					234,995			247,346			269,946			292,183			269,640

※他市乗入れ路線は他市での乗降客を含む。利用人数については路線全体の数から距離按分して算出。
※新居浜・川之江線のうち、土居経由と豊岡台経由及び三島医療センター経由は補助上のみなし路線であるが、昨年度との比較のため三島医療センター経由を区分して記載。
※三島医療センター建替えのため令和4年4月1日より新居浜～三島医療センター～村松～川之江系統は運行便数0
※新居浜・川之江線のうち、上分経由及び三島医療センター・上分経由を補助上のみなし路線として1系統として記載。（平成23年10月1日より運行）
※中萩線・系統3番について、2024年9月末をもって科学博物館経由の系統を廃止(廃止時点での運行回数)
※山根線・系統5番について、2024年3月末で工場系統を廃止、2024年10月から磯浦発マイントピア系統を新設
※黒島線・系統番号8番について、2024年10月から系統新設
※今治新居浜線・系統10番について、2024年10月より昭和通りから平和通りに経由地変更
※黒島線・系統7番について、2024年10月から始発地を新居浜西バスターミナルに変更
※イオン新居浜線について、2025年4月よりイオン直行から市役所・平和通り経由に変更

デマンドタクシー利用者数					R 3			R 4			R5			R6			R7		
						便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数
	1	デマンドタクシー(川東)				8 (5)	4,013		8 (5)	3,944		8 (5)	3,430		8 (5)	3,639		8 (5)	4,220
	2	デマンドタクシー(上部東)				8 (5)	7,244		8 (5)	6,891		8 (5)	7,202		8 (5)	7,764		8 (5)	7,619
	3	デマンドタクシー(上部西)				8 (5)	5,247		8 (5)	5,045		8 (5)	5,191		8 (5)	5,276		8 (5)	5,898
	4	デマンドタクシー(川西)				-	-	-	-	-		8(4)	1,135		8(4)	2,102		8(4)	2,279
デマンド合計							16,504			15,880			16,958			18,781			20,016
総合計					251,499			263,226			286,904			310,964			289,656		

令和7年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	補正額	決算額	摘 要
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	28,605,000	5,058,461	33,663,461	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	14,943	14,943	預金利息 14,943円
合 計			28,605,000	5,073,404	33,678,404	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	補正額	決算額	摘 要
款	項	目				
事務費	事務費	事務費	432,000	367,854	799,854	委員出席謝礼 120,000円 (@5,000円×延べ24人)
						振込手数料 6,600円
						文書郵送料、消耗品 493,254円
						4条乗合許可申請手数料 180,000円
事業費	事業費	事業費	28,173,000	4,705,550	32,878,550	<川東・上部東・上部西エリア> デマントタクシー運行事業費 運行業務 計38,769,520円 ① ・運行業務 @3,660円× 7,312台 ・運行業務 @4,400円× 2,729台 ①－②－③＝28,558,450円 （ 特定収入 地域公共交通確保維持改善事業費 補助 4,846,000円 ② 利用料収入 5,365,070円 ③ 大人@500円× 3,730人 ＝1,865,000円 大人割引者@250円× 13,988人 ＝3,497,000円 小人@250円× 5人 ＝1,250円 小人割引者@130円× 14人 ＝1,820円 （小人無料 0人） <川西地区> デマントタクシー運行事業費 運行業務 計5,091,600円 ④ ・運行業務 @3,660円× 980台 ・運行業務 @4,400円× 342台 利用料収入 771,500円 ⑤ 大人@500円× 808人 ＝404,000円 大人割引者@250円× 1,470人 ＝367,500円 小人@250円× 0人 ＝0円 小人割引者@130円× 0人 ＝0円 （小人無料 0人）
						④－⑤＝4,320,100円
合 計			28,605,000	5,073,404	33,678,404	

監査報告書

令和7年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和8年5月20日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 大山 由美

監事 矢野 英司

協議事項（２） 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)
(令和９年度分)の策定について

生活交通確保維持改善計画（案）

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

生活交通確保維持改善計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(１) 目的

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

(２) 必要性

本市は、バス交通の利用できない地域が人口ベースで約４０％と高い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保・維持することが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(１)事業の目標

年 度	目 標
令和 9 年度	①デマンド交通の年間利用者数を 19,560 人（令和 7 年度実績）以上とする（川東エリア 3,849 人以上、上部東エリア 7,854 人以上、上部西エリア 5,667 人以上、川西地区 2,190 人以上）。 ②デマンド交通（川東エリア、上部東エリア、上部西エリア及び川西地区）の運行収支差を△12,155 千円/年（令和 7 年度実績）より改善する。 ③デマンド交通（川東エリア、上部東エリア、上部西エリア及び川西地区）での市の財政負担を 33,663,461 円/年（令和 7 年度実績）より改善する。

(新居浜市地域公共交通計画 P 5 7 参照)

(2)事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物といった日常生活に不可欠な移動手段が確保される。また、新居浜駅等の交通結節点をデマンド型乗り合いタクシー運行地区外の乗降地点として設定することにより、公共交通軸のネットワークと連結し、外出促進にもつながる効率的な運行体系が実現でき、誰もが便利に使える公共交通網が構築される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 市政だよりやSNS等による広報活動、デマンド型乗り合いタクシーに関する出前講座や自治会を通じたパンフレットの配布などを積極的に実施し、デマンドタクシーに関する市民の認知度向上に努める。（新居浜市）
- ・ 持続可能な運行体制を確保するため、デマンド型乗合タクシーの利用料金の適正な見直しを適宜実施するとともに、利用者ニーズ等を踏まえた乗降地点の拡充等により、利便性の向上を図る。（新居浜市、交通事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア、川西地区

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・ 交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・ 医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・ 金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・ 商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・ 保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・ 公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・ その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

（川西地区については一部の箇所に限定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

土曜日 ①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～

（川西地区については土曜日は①～④）

(5) 利用料金 大人（中学生以上）1回乗車 600円（障がい者等割引者は半額） （運転免許証自主返納者割引は400円、令和10年3月末にて終了予定） 小人（小学生以下）1回乗車 300円（障がい者等割引者は半額） ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料 (6) 利用方法 事前に利用登録を行い、電話予約等により配車 (7) 運行台数 セダン型タクシー（定員4人） 月曜日～金曜日（1～6便）2台×3エリア、（7・8便）1台×3エリア 土曜日（1～5便）2台×3エリア 川西地区については月曜日～金曜日（1～8便）1台 土曜日（1～4便）1台 (8) 運送予定者 運送は、市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託しており、受託者において、事業所の位置等を考慮し、次のとおり運送事業者を予定している。 ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社 ・川西地区 有限会社日新タクシー あかがねタクシー株式会社
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 ・新居浜市 ・事業者（有限会社 東雲タクシー・有限会社 光タクシー・中萩タクシー有限会社、有限会社日新タクシー、あかがねタクシー株式会社） 新居浜市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、モニタリング・評価を実施 ・運行記録による利用者の目的地別集計調査
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町

村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
※該当なし
(2)事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成22年11月9日	協議会設立、22年度試験運行について合意
・平成22年12月14日	地域公共交通総合連携計画について議論
・平成23年3月24日	地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意
・平成23年6月29日	23年10月～24年9月までの運行計画を合意
・平成23年9月20日	23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年3月21日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年3月28日	23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成24年6月19日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年6月28日	25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成25年6月26日	26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成25年11月11日	25年10月以降のエリア拡大について協議
・平成26年2月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成26年3月28日	地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
・平成26年6月23日	27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成26年8月25日	愛称の選定及び26年10月以降の本格運行について協議
・平成27年1月20日	26年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成27年3月23日	27年度事業計画等について協議
・平成27年6月16日	28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成27年9月18日	デマンドタクシーアンケート調査について協議
・平成28年1月18日	27年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成28年3月23日	28年度事業計画等について協議
・平成28年6月28日	29年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成29年1月24日	28年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成29年3月28日	29年度事業計画等について協議
・平成29年6月27日	30年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

・平成29年 9月29日	デマンドタクシー（上部東エリア）運送区間について協議
・平成29年12月 1日	地域公共交通網形成計画について協議
・平成30年 1月19日	29年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成30年 3月27日	30年度事業計画等について協議、地域公共交通網形成計画を承認
・平成30年 6月22日	31年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成31年 1月23日	29、30年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成31年 3月26日	31年度事業計画等について協議
・令和 元年 6月26日	令和2年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 2年 1月23日	令和元年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和 2年 3月30日	令和2年度事業計画等について協議（書面開催）
・令和 2年 6月29日	令和3年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 3年 1月20日	令和2年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和 3年 3月29日	令和3年度事業計画等について協議（書面審議）
・令和 3年 6月22日	令和4年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 3年 1月19日	令和3年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和 4年 3月29日	令和4年度事業計画等について協議
・令和 4年 6月24日	令和5年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 5年 1月13日	令和4年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和 5年 3月28日	令和5年度事業計画等について協議
・令和 5年 6月30日	令和6年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 5年10月11日	新居浜市地域公共交通計画策定に向けて協議
・令和 5年12月25日	令和5年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和 6年 3月21日	令和6年度事業計画等について協議、地域公共交通計画を承認
・令和 6年 6月 7日	令和7年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 6年 9月26日	バス路線の見直しについて協議
・令和 6年12月18日	令和6年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和 7年 3月18日	令和7年度事業計画等について協議
・令和 7年 6月 9日	令和8年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和 7年 8月27日	川西地区デマンドタクシー運行について協議
・令和 7年11月26日	川西地区デマンドタクシー運行について協議
・令和 8年 1月 8日	令和7年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和 8年 3月18日	令和8年度事業計画等について協議
	地域公共交通計画の変更について協議・承認
・令和 8年 6月 5日	令和9年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
 - ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
- ※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
（訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%）
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
 - ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意

見を反映。

- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成27年10月、8月末現在の登録世帯1512世帯を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成28年10月、アンケート結果の分析を行い、新たに土曜日（1～5便）の運行を開始。
- ・平成30年4月、城下地区を上部東エリアの利用登録可能地区として追加。
- ・令和4年12月～令和5年2月、住民移動アンケート調査（新居浜市に居住する18歳以上の住民のうちランダム抽出した3,000人対象）、路線バス利用者アンケート調査（利用者336人対象）及びおでかけタクシー利用者アンケート調査（利用者285人対象）を行い、計画作りに反映。
- ・新居浜市地域公共交通計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを令和6年1月10日から令和6年2月9日まで行い、意見を反映。

20. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部・地域産業振興部
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部（再掲）、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局地域産業振興部（再掲）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

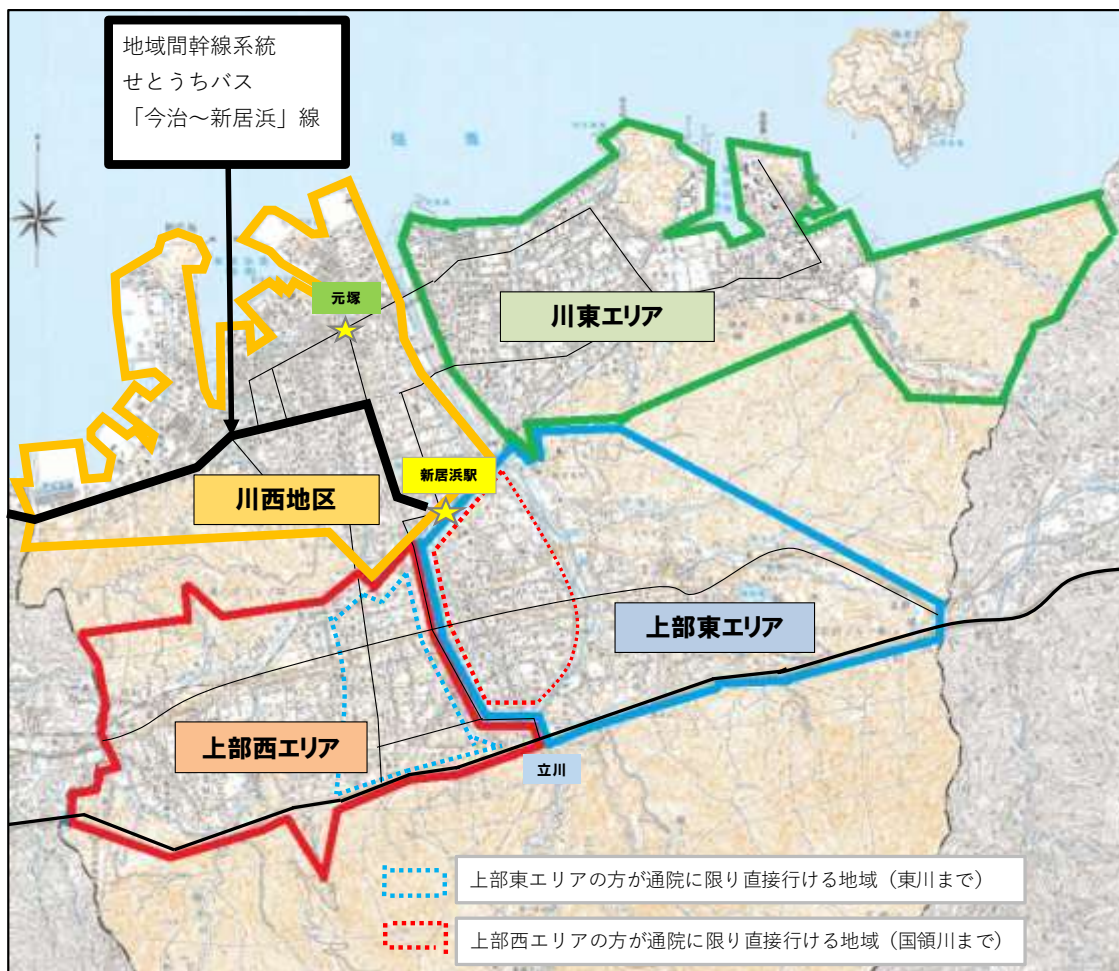
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統		系統 キロ程	計画 運行 回数	計画 運行 回数	運行形態の別	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)	
			起点	経由地	終点				基本ルートを 運行する条件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 (別表7のみ)
新居浜市	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア		川東エリア		往 度	3,512回	区域運行	①	③
	有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア		上部東 エリア		往 度	2,348回	区域運行	①	③
	中蔵タクシー有明会社	(3) 上部西エリア		上部西 エリア		往 度	2,348回	区域運行	①	③
	有限会社 日新タクシー	(4) 川西地区		川西地 区		往 度	1,092回	区域運行	①	③
	あかがねタクシー株式会社	(5) 川西地区		川西地 区		往 度	1,092回	区域運行	①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名前を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合は、往又は復のどちらかの順に「キロ程」を記載すること。
4. 「利用地域維持計画」及び「運送維持計画」については、利用地域維持計画又は運送維持計画の図表を受け、地域内フィーダー系統に接続する特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載する。
5. 「運行形態の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「運賃低廉化計画」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア	川西地区
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区ほか（主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・城下地区）、角野校区（主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区）	大生院校区、中萩校区、泉川校区（主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西）、角野校区（主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く）	新居浜校区、富西校区、金子校区、金栄校区、惣開校区
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点（バス停留所・駅・港等） ②医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等） ③金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等） ④商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等） ⑤保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等） ⑥その他公共施設 （支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）			〇医療機関 3か所 住友別子病院 十全総合病院 新居浜協立病院 〇商業施設 18か所 ・地域内スーパーマーケット フジ新居浜店 フジ新居浜駅前店 コープスひめ金子店 マルナカ岩水店 マルナカ久保田店 美郷スーパー新居浜店 マックスバリュ西の土居店 本村チェーン店新居浜店 はなまる市場 保善キッパン あかがね市営菜園店 ・ドラッグストア コスモス（岩水店・江口店）、レゾール薬局（新居浜店・庄内店・新田店）ドラッグストアmao（川西店・西の土居店） 〇交通結節点 4か所 新居浜駅 バス停（新居浜西バスターミナル、光塚、光塚裏） 〇その他 5か所 新居浜市役所 シニア交流センター川西 市民文化センター 総合福祉センター あかがねミュージアム
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 上部東エリア内の東川以東の病院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川以西の病院・指定薬局	

【運行ダイヤ等（各エリア共通）】

毎週 月曜日～金曜日、土曜日（1～5便、川西地区は1～4便）※日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

1便	9:00	5便	13:00
2便	10:00	6便	14:00
3便	11:00	7便	15:00
4便	12:00	8便	16:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新居浜市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	31,648
交通不便地域等	273

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
142	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
131	大島	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新居浜市地域公共交通計画	令和6年3月22日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(3) 年間スケジュールについて

年	月	会 議	事 業
R 8	4		デマンドタクシー運行事業 (利用促進事業)
	5		
	6	●第1回会議 ・令和7年度事業報告及び決算の承認 ・生活交通確保維持改善計画の策定について ・年間スケジュール	
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12	●第2回会議 ・地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 ・地域公共交通計画に係る評価、検証	
R 9	1		
	2		
	3	●第3回会議 ・令和9年度事業計画及び予算の決定	

令和8年度の会議開催は、3回程度を予定していますが、各事業の進捗状況に応じて臨時に協議会及び分科会を開催させていただく場合がございます。また、協議会を書面開催とさせていただく場合がございます。